新佐渡市立両津病院基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新佐渡市立両津病院基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。

また、離島での建設事業であることに加え、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰、消費税の増税などによる建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、新佐渡市立両津病院基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

「新佐渡市立両津病院整備基本計画」及び「新佐渡市立両津病院整備基本計画 再検証報告書」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「新佐渡市立両津病院基本設計業務委託特記仕様書」等によるものとする。

(1) 委託業務名称

新佐渡市立両津病院基本設計業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年10月31日まで

(3) 発注者

佐渡市長 渡辺 竜五

(4) 業務委託費

金 31,394,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

3 窓口・お問い合わせ先

佐渡市立両津病院 管理部 病院整備準備室

住 所 〒952-0007 新潟県佐渡市浜田177-1 電話番号 0259-23-5111 (代表) 内線108、109

FAX 0 2 5 9 - 2 3 - 3 0 7 0

メールアドレス hh-ryotsu-bs@city.sado.niigata.jp

4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下、「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業又は設計共同企業体(以下、「共同企業体」という。)とする。

(1) 基本的要件

- ①参加申請時点で佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿 一級建築設計に 登録のある者。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③次のいずれにも該当しないこと。

ア平成30年4月1日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項 の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続 き開始の申立をされた者。

- イ平成30年4月1日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項 の規定による更生手続開始の申立をされた者。
- ④プロポーザル通知日から契約の相手方を決定するまでの期間について、次のいずれにも 該当しない者であること。
 - ア佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程に基づく入札参加停止もしく は入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同規程各号に掲げる措置要件に 該当すると認められる者。
 - イ佐渡市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の 請求を受けている者。
- ⑤建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士15名以上の事務所であること。
- ⑥単体企業または共同企業体の代表者は、平成22年4月以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院)の整備(一般病床50床以上の病院の新築又は診療棟を含む一般病床50床以上の病棟建替えに限る。)に関する設計業務を、元請として受託し、業務を完了した4件以上の実績を有していること。

なお、設計業務とは、基本設計または実施設計における、建築設計業務及び設備設計 業務をいう。

(2) 共同企業体に関する要件

- ①共同企業体は、2者または3者による自主結成であること。また、代表者の出資比率は 過半であること。
- ②代表者以外の構成員は、すべて新潟県内に本社を有すること。ただし、代表者が新潟県 内に本社を有する場合、この限りではない。
- ③代表者以外の構成員は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士5名以上の事務所であること。
- ④代表者以外の構成員は、病院の設計業務に従事した経験を有すること。
- ⑤代表者以外の構成員の出資比率は、1者の場合10%以上、2者の場合は合計20%以上であること。
- ⑥各構成員は、技術提案書を提出しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

(3)業務実施上の要件

- ①業務の実施体制
 - ア管理技術者1名及び「意匠・構造・電気設備・機械設備」の業務分野の主任技術者(以下、「配置予定技術者」という。)をそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものとする。
 - イ管理技術者及び意匠主任技術者は、共同企業体にあっては代表者の組織に属する者から選任すること。
 - ウ「構造・電気設備・機械設備」の業務分野の主任技術者は、共同企業体にあっては組 織に属する者から選任すること。
 - 工配置予定技術者は、参加意思表明期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な 雇用関係にある者であること。

- ②配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。
 - ア管理技術者:単体企業または共同企業体(代表者としての実績に限る。)の管理技術者として平成22年4月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
 - イ意匠主任技術者:単体企業または共同企業体(代表者としての実績に限る。)の管理技術者又は「意匠」業務分野の主任技術者として、平成22年4月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務3件以上の実績を有する一級建築士であること。また、実績のうち1件以上は公立病院を含むこと。
 - ウ構造主任技術者:単体企業または共同企業体の構造主任技術者として、平成22年4月 以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する一級建 築士又は構造設計一級建築士であること。
 - 工電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者:単体企業または共同企業体の主任技術者として、平成22年4月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する建築設備士、技術士(技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、同法による登録を受けている者)、一級建築士、又は設備設計一級建築士であること。

5 業務受託者選定までの流れ

- ①「4応募資格」の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- ②要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により上位 5者程度を選定する。一次審査通過者には、技術提案の要請を通知する。
- ③技術提案書を受け付けた後、二次審査にて公開プレゼンテーション及びヒアリング(以下、「ヒアリング等」という。)を実施し、最優秀者及び優秀者を決定する。
- ④最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- ⑤その他、不測の事態が生じた場合は、新佐渡市立両津病院基本設計事業受託者選定委員会(以下、「選定委員会」という)の判断により、協議の上決定する。

6 スケジュール (予定)

本業務のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

- ① 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) ・・・プロポーザルの公告
- ②令和2年12月 4日(金)・・・質問書の受付締切(午後5時まで)
- ③令和2年12月 8日(火)・・・質問への回答
- ④令和2年12月11日(金)・・・参加表明書受付締切(午後5時まで)
- ⑤令和2年12月16日(水) ・・・一次審査結果の通知、技術提案書作成要請
- ⑥令和2年12月21日(月) ・・・技術提案書作成にかかる質問書の受付締切 (午後5時まで)
- ⑦令和2年12月25日(金)・・・技術提案書作成にかかる質問への回答
- ⑧令和3年 1月20日 (水) ・・・技術提案書受付締切(午後5時まで)
- ⑨令和3年 1月下旬~2月上旬・・・二次審査、業務委託候補者の選定
- ⑩令和3年 2月上旬 ・・・二次審査結果の通知
- ⑪令和3年 2月上旬~中旬 ・・・契約締結

7 手続等に関する事項

(1) 資料

- ①配付資料
- ・新佐渡市立両津病院基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ·新佐渡市立両津病院基本設計業務委託特記仕様書
- 技術提案書作成要領
- · 評価項目一覧表 (一次審査用)
- · 評価項目一覧表 (二次審査用)
- ・プロポーザル様式集(一次審査用:様式1~7)
- •参加辞退届(様式8)
- ・プロポーザル様式集(二次審査用:様式9~13-2)
- · 新佐渡市立両津病院敷地計画図
- ②配付場所
- ・佐渡市立両津病院(以下、「本院」という)のウェブサイトにおいて、ダウンロードする こと。
- ③配付期間
- ・令和2年11月27日(金)から

(2) 質問書の受付及び回答

- ①受付期限:令和2年12月 4日(金)午後5時まで
- ②受付場所:「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類:質問書(様式7)
- ④提出方法:電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。 電子メール送信後、「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤回答方法:令和2年12月 8日(火)に質問のあったすべての者にメールで回答する とともに、本院ウェブサイト上にて公開する。
- ※技術提案書に関連する、または関連すると思われる質問については受け付けない。

(3) 参加表明書の受付

- ①受付期間:令和2年11月27日(金)から令和2年12月11日(金)まで (土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
 - ※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ②受付場所:「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類:参加表明書(様式1から様式6-2及び必要添付書類)
- ④提出部数:各1部
- ⑤提出方法:持参、郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと)

(4) 一次審査結果通知・技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書を送付する。 (令和2年12月16日(水)付けでメール及び郵送にて)

(5) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

①受付期間:令和2年12月16日(水)から令和2年12月21日(月)午後5時まで

②受付場所:「3窓口・お問い合わせ先」と同じ

③提出書類:質問書(様式11)

④提出方法:電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。 電子メール送信後、「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。 また、質問のない場合は、提出する必要はない。

⑤回答方法:令和2年12月25日(金)に一次審査通過者にメールで回答するとともに、本院ウェブサイト上にて公開する。

(6) 技術提案書の受付

①受付期間:令和3年1月4日(月)から令和3年1月20日(水)

(土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

- ②受付場所:「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類:技術提案書(様式9から様式10-2まで)、基本設計業務見積(様式12)、参考見積(様式13-1から様式13-2まで)
- ④提出部数:様式10-1から様式10-2までについては、原本1部、写し10部 (写しについては、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述(具体的な 社名等)を記載してはならない。)様式12から様式13-2及び内訳書は、封かんしたも のを1部。

また、技術提案書の電子データ (PDF形式) を保存したCDを1枚提出すること。 ※提出された技術提案書は、返却しない。

- ⑤提出方法:持参、郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。)
- ⑥その他:原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。写しは1部毎に左肩 1箇所をホチキス留め。

各ページに通し番号を振ること。

技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式8)」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

8 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、以下の選定委員会による。

(1) 選定委員会

選定委員会の委員は、本プロポーザルにおいて最優秀者及び優秀者が選定されるまでは非公表とする。

(2) 業務委託候補者の選定

選定委員会が、業務委託候補者の選定を二段階審査方式で実施する。

①一次審査

選定委員会が、参加表明書と共に提出された会社実績等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。

②二次審查

選定委員会が、一次審査通過者に対しヒアリング等を実施し、技術提案書内容及び ヒアリング等内容を審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。

③ヒアリング等

ア対象

一次審査通過者

イ 実施日

令和3年1月下旬~2月上旬

ウ 出席者

出席者は、配置予定の管理技術者と主任技術者に限る4名以内とする。 ただし、PC操作者を加えることは認める。

エ ヒアリングの方法

ヒアリングは一般公開とし、説明及び質疑回答は意匠主任技術者が中心に行う事と する。

ただし、新型コロナ感染症及びインフルエンザ等感染症の流行状況を鑑み、オンライン形式でのプレゼンテーション審査とする場合もある。その場合、非公開とする場合がある。

詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

④結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- ①技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- ②技術提案書の記載が、留意事項(各様式に記載)に適合しなかったとき。
- ③技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- ④技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外 の書類、図面等については受理しない。
- ⑥本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など

公正な審査を防げる行為をしたとき。

(7)その他不正な行為があったと認められたとき。

10 業務の契約

- ①市長は選定委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。
- ②契約に際し、規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

11 結果の公表

本院のウェブサイトで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査経過、最優秀者の提案 内容(様式10-1~10-2)及び講評を掲載する。

12 留意事項

- ①応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る 費用は、すべて応募者の負担とする。
- ②提出書類は返却しない。なお、本院は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を 使用しない。
- ③提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、佐渡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④本院は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- ⑤本院が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、 応募に当たって知り得た情報を本院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑥応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑦提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本院が変更を認めたときはこの限りではない。
- ⑧提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- ⑨「4応募資格」の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、 提出された技術提案書等は無効となる。
- ⑩提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な 理由があると認められる場合を除き、変更できない。
 - ただし、本院が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- ①業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- ②本業務を受託した者(協力会社を含む。)及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、 本件にかかる建設工事の入札に参加することはできない。
 - ※資本関係とは、①親会社(会社法第2条第4号。以下同じ)と子会社(同条第3号。以下同じ)の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
 - ※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③佐渡市入札参加資格者名

簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

- ③受注者は、別途、業務委託(予定)するコンサルティング会社、医療情報システムベンダー等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- ④本業務委託の受託者が優良に業務を遂行したと認められる場合、同者を今後予定している新病院建設事業に関する実施設計業務委託契約の優先交渉権者として扱う予定である。
- ⑤本業務及び今後予定している実施設計業務、工事監理業務において、地元経済への波及 効果等を考慮し、佐渡市内に営業所を有する企業の積極的な活用に配慮すること。